

青森県知事 三村 申吾 殿 (総務部財産管理課 FAX 017-734-8014)

青森県議会議長 長尾 忠行 殿 (青森県議会事務局 FAX 017-734-8235)

県庁と県議会棟への喫煙室・分煙装置の設置に反対します

青森県議会棟に、県民の税金を毎年400万円、3年間で1200万円も使って、喫煙議員や喫煙職員のために喫煙ブースを設置することに反対します。

青森県内では、受動喫煙防止対策が全く不十分なために、飲食店や職場、路上、公園、観光地などで、未成年や妊婦を含む多くの県民や、新幹線で青森県を訪れた県外からの観光客が受動喫煙の害を被り続けています。

一刻も早く、健康増進法やタバコ規制枠組み条約に従って、公共的施設の全面禁煙を実現してもらわなくてはなりません。そのためには、民間施設に先駆けて県庁や県議会が率先して全面禁煙にしなくてはならないのに、多額の税金を使って喫煙室や分煙装置を設置するなど、全くの逆行措置です。

県庁と県議会棟への喫煙室・分煙装置の設置計画を撤回して、早急に全面禁煙にするだけでなく、飲食店などを含む全ての公共的施設の全面禁煙を実現するために、受動喫煙防止条例を制定することを強く望みます。

平成23年(2011年)2月___日

| | |
|----------|----------|
| 住所 _____ | 氏名 _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |
| _____ | _____ |